

2026 年 2 月 6 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等  
に対する意見について

2025 年 10 月 29 日付で意見募集が開始された企業会計基準公開草案第 89 号  
「金融商品に関する会計基準（案）」等について、別紙のとおり意見を提出いた  
しますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以 上

## 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対する意見

### ○ 意見提出の背景・趣旨

今般の企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等は、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、我が国の会計基準を高品質なものとすることにつながり得るものとして、金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行い公表されたものと理解している。

今後、当協会の会員を含めた多くの企業において、本公開草案を踏まえた財務諸表の作成等を行うに当たり、実務負担への配慮および実務上の取扱いの明確化等の観点から、以下のとおり意見を提出する。

### ○ 質問 2（範囲に関する質問）関係

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
1	予想信用損失適用指針案(BC3 項、BC4 項)	今後の「金融資産の分類及び測定」に関する議論による予想信用損失モデルの適用範囲への影響	<p>今後の「金融商品の分類及び測定」に関する議論の進展次第で、予想信用損失モデルの適用範囲自体が変更される可能性があることを踏まえる必要がある。こうした状況の下、予想信用損失モデルへの対応としては、大規模なシステム開発が想定されるところ、予想信用損失の算定と FVTPL としての時価評価という双方の開発を並行して行う必要性の有無等、実務上の最適な対応策を検討する必要がある。このため、予見可能性を高める観点から、「金融資産及び金融負債の分類及び測定」に関する今後の議論の方向性やスケジュール感を明示していただきたい。また、今回の会計基準案の最終化および強制適用までの間、財務諸表作成者への追加的な負担が極力生じないように配慮していただきたい。</p> <p>なお、「分類及び測定」に関しては、「減損」の計測対象に影響する項目（具体的には、FVTPL に分類される貸出金等）を優先的に検討すべきである。また、「分類及び測定」の議論には長期を要することが考えられるため、当面の措置として IFRS 第 9 号と同様の会計処理を企業が選択適用できることも認めるべきである。</p>	<p>予想信用損失モデルの導入は、銀行グループにとって大規模な改正であり、債権単位での引当金算出などシステム対応を含めた大幅な変更が必要である。これを踏まえ、「金融商品の分類及び測定」に関する議論は、財務諸表作成者による減損会計基準に対応するためのシステム対応等に極力影響を及ぼさないように留意していただく必要があると考える。また、予想信用損失の算定と FVTPL としての時価評価をそれぞれ個別に開発する負荷を回避し、最善の対応策を検討する必要性からも前広な情報提供を希望する。</p> <p>なお、売買目的の債権引受等、償却原価+貸倒引当金算定の評価モデルに馴染まず、国際的な会計処理と乖離のあるビジネスが拡大してきている。グローバルに実務例がない会計処理の適用を回避し、グローバルなビジネスを展望し、国際的に平等な競争環境を整備する観点より、「減損」の測定対象に関して未検討となっている論点は優先的に議論し、早期適用可能とするスケジュール・段取りで検討が必要である。また、「金融資産の分類及び測定」には慎重な議論が必要であり、検討期間が長期間に亘ることが想定される。これに加えて今回の検討を機に IFRS の任期適用を検討する企業もあると思われることから、企業にとって重要な取引については、IFRS 第 9 号と同様の会計処理を企業が選択適用できることを認めるべきである。選択適用が認められれば、「金融商品の分類及び測定」において、仮に日本基準に IFRS 同様の処理が取り入れられるとなった場合にも、減損のシステム開発と並行して対応できる可能性がある。</p>
2	金融商品会計基準案 予想信用損失適用指針案 金融商品実務指針案	「組成した信用減損債権」について、本邦金融機関で生じる可能性を鑑み削除いただきたい。		<p>金融商品会計基準案第 26-4 項（注 8-5）では、「購入又は組成した信用減損債権とは、購入又は組成した債権のうち、発生の認識時に信用減損しているものをいう」とされており、予想信用損失の算定、実効金利法の対象とされている。</p> <p>一方、本邦金融機関におけるビジネスとして、信用減損した債権を組成することは通常想定されていない。この点は貴委員会の 2024 年 2 月 20 日審議事項(2)-3 において、「我が国の銀行等金融機関では、通常その規模に見合った信用リスク管理体制を構築し、運用しているものと考えられる。このため、コロナ対応など金融円滑化法の要請を踏まえて通常の経済環境下に比して一定程度リスクを取った貸付けを新たに実行する場合であっても、各銀行等金融機関における信用リスク管理体制の下で新規の貸付けが実行可能なものであると判断されている」（25 項）、「このような状況において、貸付実行時から比較的短期間で信用リスクの見直しにより信用減損金融資産とされる場合はあると考えられるものの、通常は貸付けの新規実行時点において信用減損金融資産であるという状況は限定的であると考えられる」（26 項）と言及されている点と同じ認識である。</p> <p>また、IFRS 第 9 号 BC5.216 においても、組成した信用減損金融資産は稀な状況で発生することが想定されており、稀な状況の一例として、大幅な条件変更により認識の中止が生じ、新たな資産が組成されたケースが挙げられている。</p> <p>加えて、基準(案)90-5 項に記載のとおり、IFRS に存在する「市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメント」の規定については我が国では一般的ではないことを理由として取入れの対象としていないが、我が国では一般的でない点は「組成した信用減損債権」と類似した状況である。</p> <p>以上から、「組成した信用減損債権」の規定が取り入れられた場合、通常のビジネスではその発生は想定されないが、そうした取引が無いかどうかを網羅的に探索する実務上のコストが生じ、コスト・ベネフィットを伴わないものと考えている。この点は「市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメント」の規定を取り入れない背景と類似するものであると認識している。</p>
3	金融商品会計基準案(26-4 項 注 8-5)	購入又は組成した信用減損債権	購入又は組成時に予想信用損失を反映した利回り（信用スプレッド）を確保していることが自明な場合、「購入又は組成した信用減損債権には該当しない」との理解でよいか。	<p>信用減損債権の定義は、予想信用損失適用指針案第 28 項において、以下のとおり定義されており、購入又は組成時点で該当する可能性がある事象は上記のうち(1)、(6)のいずれかとなる。</p> <p>信用減損金融資産に該当するかどうかの判定に関して、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つ又は複数の事象が発生している証拠には、次の事象に関する観察可能なデータが含まれる。</p>

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
				<p>(1)発行者又は債務者の重大な財政的困難  (2)契約違反（デフォルト又は期日経過事象など）  (3)借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと  (4)借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性の増加  (5)財政上の困難による当該金融資産に関する活発な市場の消滅  (6)発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントでの金融資産の購入又は組成</p> <p>IFRS 第9号 BC5.84項においては、以下のとおり規定されている。</p> <p>(a)企業が金融商品の価格付けを行う際には、利回りの一部（すなわち、リスク・プレミアム）が、企業に当初の予想信用損失への補償を与える（例えば、企業は通常、金融商品の発行日時点での予想信用損失が高い金融商品については、より高い利回りを要求する）。したがって、金融商品の当初認識時の信用リスクが高いという理由だけでは、当初認識時に経済的損失は生じていない。そうした予想信用損失は、当該金融商品の当初の価格付けに默示的に含まれるからである。</p> <p>(b)ほとんどの金融商品については、価格付けがその後の期間における予想信用損失の変動について調整されることはない。したがって、予想信用損失のその後の変動は、それが発生した期間における企業の経済的損失（又は利得）である。</p> <p>本規定に照らすと、上記(1)に該当していても、購入又は組成時に予想信用損失を反映した利回り（信用スプレッド）を確保していることが自明な場合、購入又は組成した信用減損債権には該当しないと考えられるため。</p>

### ○ 質問3-1（信用リスクの著しい増大の判定に関する質問）関係

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
4	予想信用損失適用指針案(28項)	信用減損金融資産	わが国銀行等金融機関の債権管理実務として定着している、①実抜計画先（実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定している先）、②合実計画先（合理的で実現可能性の高い経営改善計画を策定している先）、③基準金利確保先（基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されている先）への債権が、「信用減損金融資産」には該当しないことを、予想信用損失適用指針の結論の背景等において明確化いただきたい。	わが国銀行等金融機関では、金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」や「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の考え方方に従い、①実抜計画先、②合実計画先、③基準金利確保先については要件を満たすかどうかを厳密に判定の上、該当する場合には「要管理先」以下に区分しないことが債権管理実務として定着している。 これら債権が「信用減損金融資産」に該当しないことが明確でない場合、これまでの実務からの連續性を損なう可能性や、邦銀における与信行動・要管理先判定等に影響を及ぼし得るため、金融の円滑化の背景・目的に反し、市中への円滑な資金供給に支障を生じることが懸念される。このため、考え方や取扱いについての明確化が望ましい。 また、信用減損金融資産とデフォルトの定義は一致させることが一般的であり、仮にこれらをデフォルトに含める場合には、バーゼルとは異なる基準のPDやLGDなどを作り直す必要がある等、実務上大きな混乱を生じるおそれがある。
5	予想信用損失適用指針案(BC107項)	信用減損金融資産	予想信用損失適用指針案 BC107項において、「借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたことをもって信用減損金融資産に該当すると定義していること」と記載されているが、No.4に記載のとおり、わが国金融機関では、条件緩和を行った先であっても「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定している先」、「合理的で実現可能性の高い経営改善計画を策定している先」、「基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されている先」についてはランクアップしていわゆる「条件緩和債権」に該当しない（「要管理先」以下に区分しない）ことが債権管理実務として定着している。このため、BC107についても、断定的な表現を修正いただきか、No.4の意見を踏まえた、適用指針第28項に関する修正内容を反映した記載内容としていただきたい。	より適切な記載とするため提案するもの。
6	補足文書案(11項)	信用リスクの著しい増大に関する判定の事例	信用リスクの著しい増大に関する判定に関して、補足文書案第11項において、海外における実務としてPDの変動を用いる方法が記載されている。判定に用いる閾値（変化率や変化幅）については、業種や商品毎に異なる値を設定することは可能か。どのように閾値を設定するかについては、各金融機関の実務に任されているとの理解でよいか。	実務上どういった対応が可能か確認したいため。

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
7	予想信用損失適用指針案(10項)	SICR の判定における将来予測的な情報の利用	期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に期日経過の情報を用いる事ができるが、当該判定基準を1ヶ月以下の期日経過とする取扱いに問題無いかを確認したい。	予想信用損失適用指針案 BC48 項の「（略）信用リスクは、通常、債権等が期日経過となる前に（略）増大していると考えられる（略）」規定により、期日経過時点を以て信用リスクの著しい増大と判定する取扱いが整合すると解されるため。
8	予想信用損失適用指針案(14項)	PD 推計におけるデータ制約への対応	信用リスクの著しい増大に関する判定に関して、過去データの制約等により、債権等の発生の認識時のデフォルト発生リスクを推計できない場合が想定される。このような場合、遡及可能な期間における最も古い取得可能年度の数値等を代替値として用いることは、合理的な見積りであると認めていただきたい。 また、データを遡及した結果、大きな外部・内部環境変化等を要因として、一定時期を境にデータの連續性が見られない場合、連續性のある期間のデータのみを用いることについても許容いただきたい。	データの制約が想定される中、現実的に取り得る合理的な見積りの算出方法を検討するため。
9	予想信用損失適用指針案(15項)	SICR の判定におけるデフォルト発生リスクの見積期間	予想信用損失適用指針案第 15 項ただし書の除外要件(1)～(3)に該当する債権は、前項に定める、全期間のデフォルト発生リスクの変動の計測が求められるが、当該計測を行えない場合、第 56 項から第 62 項に規定する簡素化された予想信用損失の算定方法に基づき債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行う以外の判定方法は無いとの理解でよいか。	本項の適用を検討する企業は、前項に定める「全期間のデフォルト発生リスクの変動」の計測自体が保有情報の制約により困難であると推測されるため。
10	予想信用損失適用指針案(17項) 金融商品会計Q&A案(Q40、Q41)	SICR の判定において貸倒実績率を用いるアプローチ	信用リスクの著しい増大に関する判定に貸倒実績率を用いるアプローチが適切なものとなるケースについて、具体的にどのような調整を想定しているかを補足文書で明確化いただきたい。 また、現行の金融商品会計に関する Q&A の Q40（過去の貸倒実績がない会社については、実績繰入率をゼロ%とすることができますか。）および Q41（貸倒実績率の算定において、分子の貸倒損失額に、個別引当による貸倒引当繰入額を含めてもよいでしょうか。）に対する回答も参考となる情報であるため、削除するのではなく、改正基準に即した内容に修正のうえ残していただきたい。	PD、LGD、EAD などのデータを完備することが難しい場合、貸倒実績率を活用し計算を行うことが考えられるが、その際、監査法人と協議するための一例として参照するため、どのようなことを想定しているのかを例示いただきたい。
11	予想信用損失適用指針案(18項)	SICR の判定に関連する可能性のある情報	予想信用損失適用指針案第 18 項(8)の規定は、債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい変動の判定に関連する可能性がある情報であり、判定の要素として使用する事例が示されているものであって、直接的に債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい変動の判定に用いる事は不適格であるとの理解でよいか。	BC52 項の「（略）債権等の発生の認識以降の信用リスクの著しさは、発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクに左右されると考えられる。したがって、デフォルト発生リスクの絶対値での変動が同じであっても、発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクが高い債権等に比べて、発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクが低い債権等の方が信用リスクの変動は著しいこととなると考えられる。」に照らすと、(8) を直接的に債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい変動の判定に用いることは矛盾すると考えられるため。
12	金融商品会計基準案 金融商品実務指針案	ステージ 3 の債権等が、ステージ 1 やステージ 2 の債権等へステージ復帰するための「経過観察期間」	信用減損（ステージ 3）していた債権等が、信用リスクの低下により信用減損金融資産に該当しなくなった等、金融商品実務指針案第 119-2 項の要件を満たした場合には、12 か月の予想信用損失の算定（ステージ 1）や全期間の予想信用損失の算定（ステージ 2）へステージ復帰するものと理解しているが、復帰するまでの「経過観察期間」については特段の定めはないため、上記復帰要件を満たした期の期末においてステージ復帰する取扱いとする理解でよいか確認したい。	金融商品実務指針案第 119-2 項に基づくと、ステージ 3 の債権等がその後に信用リスクの低下により信用減損金融資産の定義を満たすものではなくなり、かつその信用リスクの低下が借手の信用格付の改善などの事象と客観的に関連付けることができる場合には、ステージ 2 または 1 に復帰するものと認識している。 上記について、本公開草案では、ステージ 3 の債権等がステージ 2、1 へ復帰する場合の「経過観察期間」を設ける規定は存在しない。一方、IFRS を適用している欧州の金融機関の公表資料では、ステージ復帰に一定の経過観察期間を設けている事例も散見されるが、これは欧州当局の規制上のルールがあることにも一部起因するものと推察する。 本公開草案は、IFRS 第 9 号同様に、いわゆる "too little, too late" 問題への対応のため、信用リスクの著しい増大を適時適切に捕捉し引当に反映させることを目的しているものと理解しているが、対称的な処理となるよう、信用リスクの低下についても特段の経過観察期間は不要であるという理解でよいか確認したいもの。
13	予想信用損失適用指針案(57項)	簡素化された判定方法における用語の定義	予想信用損失適用指針案第 57 項(2)に規定する「優良格付」の定義の基準となる「デフォルト発生リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等」は、要判定格付との相対評価によるものであり、第 25 項に規定する「『信用リスクが低いと判断される場合』とは、次の(1)から(3)のすべてを満たす場合」の要件※とは異なるとの理解でよいか。 ※ (1)債権等に係るデフォルト発生リスクが低い。	規定する語句の定義を確認するもの

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等												
			(2)借手が近い将来の契約上のキャッシュ・フローの支払義務を履行する能力を十分に有している。 (3)長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が生じた場合であっても、必ずしも借手の債務履行能力が低下するとは限らない。													
14	予想信用損失適用指針案(BC98項、BC99項)	簡素化された判定方法における正常先のうち要判定格付の定義	正常先の3区分や要判定格付となる正常先について、さらに詳細を定義していただきたい。 例えば、正常先に含まれる内部信用格付の最上位から最下位までのPDや貸倒実績率の幅が比較的大きくないことをもって全て優良格付になるといった一例を明記していただきたい。 また、3区分の方法としては、債務者区分毎の信用力の違いを定性的情報（各債務者区分の定義等）により説明し、その補完・参考情報として、貸倒実績率をあわせて提示する、といった貸倒実績率の利用も考えられる。このような方法も考えられる旨を補足文書や結論の背景等に記載いただきたい。	「金融機関の状況によっては、正常先に区分される債務者に対する債権等について信用リスクが著しく増大していないと金融機関が判断することはあり得ると考えられることから、デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合がある」とある（予想信用損失適用指針案 BC99項）が、要判定格付の有無により予想信用損失の総額は大きく左右されるため影響が大きい。 中小地域金融機関の多くが正常先3区分が全て優良格付に該当するケースや、要判定格付の範囲を検討することとなるが、その際の検討材料や具体的な例示がないとイメージが湧かず、検討に支障があると考えられる。また、財務諸表が比較可能であるためには、監査法人間での判断に一貫性が必要であると思われるが、検討材料や具体例が乏しい場合、適用後の実務においても、監査法人によって判断が異なることなどが想定され、相応の困難が生じると考えられる。 また、補足文書案には「企業の内部管理状況によって他の方法もあり得ると考えられる。」との記載があり（第15項）、現行実務をベースとした区分方法についても許容可能である旨や、3区分する方法は一律ではなく、定性情報の活用も含め、ある程度実務に任されている旨を文書上で示していただきたい。												
15	予想信用損失適用指針(58項、60項)	簡素化された判定方法における正常先のSICR判定	簡素化された判定方法における正常先のSICR判定において、期末に「要判定格付」となった場合の反証についてご教示いただきたい。 <table border="1" data-bbox="698 965 1349 1403"> <tr> <th>前期末</th><th>SICR判定結果</th></tr> <tr> <td>①優良格付</td><td>SICRあり（反証不可）</td></tr> <tr> <td>②中間格付</td><td>SICRあり（反証可）</td></tr> <tr> <td>③要判定格付 ※反証可は、前期末に反証した場合のみ</td><td>SICRあり（反証可）</td></tr> <tr> <td>④要注意先 (前期末に反証)</td><td>？？？</td></tr> <tr> <td>⑤要注意先以下 (前期末に反証せず)</td><td>？？？</td></tr> </table> 前期末ごとの結果は上記となる理解だが、事例④⑤のように前期末が要注意先または要注意先以下である場合については、反証可能な例に含まれていない。前期末に反証できていた要注意先以下が要判定格付にランクアップした場合には、引き続き反証可能であるとの理解でよいか。 なお、上記事例のうち事例⑤（要注意先以下で反証せず、要判定格付にランクアップした場合）の反証の取扱いはどのようになるか。	前期末	SICR判定結果	①優良格付	SICRあり（反証不可）	②中間格付	SICRあり（反証可）	③要判定格付 ※反証可は、前期末に反証した場合のみ	SICRあり（反証可）	④要注意先 (前期末に反証)	？？？	⑤要注意先以下 (前期末に反証せず)	？？？	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。
前期末	SICR判定結果															
①優良格付	SICRあり（反証不可）															
②中間格付	SICRあり（反証可）															
③要判定格付 ※反証可は、前期末に反証した場合のみ	SICRあり（反証可）															
④要注意先 (前期末に反証)	？？？															
⑤要注意先以下 (前期末に反証せず)	？？？															
16	予想信用損失適用指針案(58項)	簡素化された判定方法における正常先のSICR判定	簡素化された判定方法における正常先のSICR判定において、仮に「要判定格付」に該当する内部信用格付が2区分あるとき、要判定格付内で前期末からランクアップ、ランクダウンする場合があるが、いずれも反証の要件は同様（反証可）という理解でよいか。	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。												
17	予想信用損失適用指針案(BC104項)	簡素化された判定方法におけるその他要注意先のSICR反証 その他の要注意先のSICRが生じていないことの反証方法	簡素化された判定方法における、その他要注意先のSICR反証については、債務者単位での反証も認めていただきたい。 万が一、債権単位でしか認められないとなった場合であっても、反証方法として、個別債権に起因する理由だけでなく、内部信用格付の変更要因も反証材料として考慮することができるうこととし、金融機関側で実質的な判断ができるようにしていただきたい。	個別債権等の単位を反証の基本とした場合、反証するためには、結果として全債権単位で実行時情報を保有することが求められ、現行の実務を抜本的に見直す必要がある。 内部信用格付において、代表者等の資産状況等により法人の内部信用格付が悪化し、信用リスクが著しく増大しているとした場合、借手の返済原資（キャッシュフロー）には影響がない。このケースで信用リスクが著しく増大しているとし、全期間の予想信用損失を算定することは、返済原資（キャッシュフロー）の観点から、実態と乖離が大きい場合があると想定される。 また、当期首から期末にかけての債務者区分や格付の低下がない等の反証方法や、要注意先の運転資金の平均貸出期間												

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
			また、反証方法の具体例を補足文書に記載いただき、例えば「期末時点で 30 日延滞が発生していない債権は SICR なしと見なす」といった簡便的な方法也可能である旨を示していただきたい。	直前の決算期（例えば平均貸出期間が 2.2 年であれば 3 年前の決算）に要注意先以下であった先は「SICR が生じていないと見做す」という反証方法も認めていただきたい。 なお、本意見は複数の銀行から寄せられており、実務上の影響が大きいと考えられる。
18	予想信用損失適用指針案(58項)	簡素化された判定方法におけるその他要注意先の SICR が生じていないことの反証における用語の定義	要判定格付に区分された場合に反証する際の「前期末」は、会計年度末や中期期末を含む各四半期決算において、どの期を指すのか（四半期前、会計年度末、前年同期末 等）を明確にしていただきたい。	「前期末」の定義次第では、要判定格付の反証可否が変わり得ると思われるため。 (事例) ・2 四半期前（会計年度末）：優良格付 ・前四半期末：中間格付 ・今期末：要判定格付
19	補足文書案(図1)	内部信用格付を利用した信用リスクの著しい増大に関する判定方法イメージ	補足文書案「I. 信用リスクの著しい増大に関する判定」の「(図 1) 内部信用格付を利用した信用リスクの著しい増大に関する判定方法イメージ」について、SICR なしの判定は債権等毎の発生認識時と期末日を比較することが理解しやすい貌に図の修正或いは補記することが望ましいと考える。	内部信用格付を利用した信用リスクの著しい増大に関する判定方法の例について、補足文書案第 25 項「期末においてグループ Y に分類された債務者については、当該債務者に対する個々の債権等の発生の認識時期により信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定が異なる場合があると考えられるとして、企業 A は、ステップ 3(債権等)において債権等の単位で信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定することとした。」、第 27 項「債務者がグループ Y に分類されると判断した場合、債権等の単位により、債権等の発生の認識時の PD と期末の PD を比較し、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定することが求められる。」と記載されている。一方、図 1 において債務者 E はステップ 3（債権等）による債権等毎の検討を経ず、期首日と期末日を比較し格付不变のため SICR なしと判定されているように見受けられる。誤認を防ぐ観点から、債権等の発生認識時と期末日を比較したうえで SICR なしと判断された旨が分かる貌に図の修正或いは補記することが望ましいと考える。
20	予想信用損失適用指針案	設例の追加	SICR の判定方法の関する設例として、PD による評価に加えて他の要素を組み合わせるというシンプルなパターンについても補足文書で作成いただきたい。	先行している欧州等の実務では、PD を用いた SICR の判定が最も一般的であるように聞いており、左記のような方法も SICR の判定方法として妥当性があると考えられるため。 また、一度簡素化された判定方法を採用した企業が、原則的な方法への移行を検討する際に参考になると考えられるため。

### ○ 質問 3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）関係

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
21	予想信用損失適用指針案(55 項、BC8 項、BC21 項) 金融商品実務指針案(65 項、70 項、105 項、120 項、137 項)	簡素化された予想信用損失・実効金利法の算定方法の適用	1. 簡素化された予想信用損失の算定方法は、連結グループ内の企業毎に選択することができるよう明記いただきたい。また、各項目で用いる指標についても、各銀行により経営環境・保有ポートフォリオが異なり、必ずしも統一する必要がないことを明確化いただきたい。  2. 当初、簡素化された予想信用損失・実効金利法の算定方法を選択した後に、原則的な取扱いに変更する場合、変更に関する開示や説明は要求されないと、また、その影響を期首利益剰余金にチャージすることを認めていただきたい。	1. 簡素化された予想信用損失・実効金利法の算定方法は、企業のビジネス、市場環境、実務対応負荷や費用対効果を鑑みて選択要否が決定できるよう、連結グループ内企業に対して一律に適用が決定されるものではないことを要望する。連結グループ各社は、業態や業容に応じて、信用リスク管理の実務は様々であるため、各社毎に算定方法を選択できるようにするが望ましいと考えられる。  2. 将来的な環境変化やデータの蓄積等に伴い、簡素化された予想信用損失の算定方法を取りやめる場合に、スムーズに移行できる措置を手当しておくべき。
22	金融商品会計基準 予想信用損失適用指針案 金融商品実務指針案	簡素化された予想信用損失・実効金利法の算定方法の適用	予想信用損失適用指針案第 55 項において、一定の項目については「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用することができる旨規定されており、BC89 項において「検討の結果、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を適用することによって企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があると考えられることから、企業の判断により『簡素化された予想信用損失の算定方法』の各項目について、個別に選択して適用できるとした。」と規定されている。  この点、BC89 項の記載は、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関が、一律に簡素化された方法によるのではなく部分的にでも原則的な処理を適用することができるよう、個別に選択して適用できるようにしたというように読め、ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関が部分的にでも簡素化された方法を適	「簡素化された予想信用損失の算定方法」、償却原価の算定に際しての金利差額調整法における定額法によることを認めるオプションと約定金利（又は約定金利相当の率）によることを認めるオプションは、「本公開草案の概要」P5 に記載されている通り、ステップ 4 において定められたもので、ステップ 4 は、大手金融機関を想定したステップ 2 と異なり、中小地域金融機関を想定したステップであるものと理解している。  しかし一方で、金融機関の規模やステークホルダーの種類、信用リスクの管理実態は多種多様であり、一律に金融機関単位でステップ 2 と 4 に峻別できるものではなく、また、各金融機関の中でも保有している金融資産の種類やポートフォリオごとに管理の実態（管理の水準）は異なるものと考えられる。  したがって、例えば、ステップ 2 を採用することを検討している金融機関であっても、金融資産の種類やポートフォリオごとの管理実態は必ずしも一様ではないことも想定されることから、部分的に簡素化された方法を適用した方が、費用対効果の観点を含め当該金融機関の信用リスク管理実務をより適切に反映することもあると考えられる。  以上より、ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関が部分的に簡素化された方法を適用することが可能な旨を明確化

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
			用することは許容されないと解釈されるようにも見受けられる。しかしながら、ステップ2を採用することが見込まれる金融機関においても、信用リスク管理実務の実態を含めた自らの状況によっては、部分的にでも簡素化された方法を適用することができるようすべきと考えられることから、BC89項の記載を、ステップ2を採用することが見込まれる金融機関においても部分的に簡素化された方法を適用することが許容されることが明確になる表現に修正していただきたい。	ただきたいもの。
23	予想信用損失適用指針案	信用予想損失額のモデリング	<p>銀行実務上、信用予想損失の算定に必要なパラメータについては「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき整備された PD・LGD・EAD モデルを用いる事も想定される。</p> <p>今後会計においても、本パラメータを用いて ECL を算定することが手法として考えられるが、予想信用損失適用指針案と上記規制上の基準の最低要件の違いを踏まえた、当該モデルを利用するにあたっての留意点を QA 等にてお示しいただきたい。</p>	<p>銀行において、内部信用リスク管理実務との親和性や導入における負担等の観点から、予想信用損失の算定においては、金融庁の定める左記基準（以下「金融庁自己資本比率告示」という。）に基づき整備されている PD,LGD,EAD モデルを用いることも想定される。</p> <p>一方で、金融庁自己資本比率告示で定められる要件では、LGD に景気後退影響を織り込む必要がある等、一般的に ECL を算定する際には考慮すべきではない要件もある理解。</p> <p>開示の比較可能性の確保の観点から、会計上一定程度統一的なモデリングを銀行界において検討するため、本適用指針と、金融庁自己資本比率告示の要件との違いを踏まえたモデル利用における留意点を QA 等において示していただくことは有益と考える。</p>
24	予想信用損失適用指針案(32 項)	担保が付されている金融商品に係るキャッシュ・フローの不足額の見積り	<p>予想信用損失適用指針案第 32 項では、担保が付されている金融商品に係るキャッシュ・フローの不足額を見積もる際に、「担保権実行の確率と当該担保から見込まれるキャッシュ・フローの金額（当該担保の取得及び売却のためのコストを控除後）及び時期を反映する」と記載されている。</p> <p>具体的なイメージがつかめないので、補足文書に具体的な方法の例示を盛り込んでいただきたい。担保権実行の「確率」や「時期」が意味するところも示していただきたい。</p> <p>また、簡素化された予想信用損失の算定方法では、債務者単位、実効金利 = 約定金利が認められており、また、貸倒実績率を活用した引当計算をする銀行も多いと思われる。そこで、本適用指針の内容に係る実務の例示については、簡素化された予想信用損失の算定方法の引当計算における具体的な方法についても、検討いただきたい。</p>	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。
25	予想信用損失適用指針案(33 項)	金融保証契約に係る予想信用損失の算定方法	予想信用損失適用指針案第 33 項では、「金融保証契約に係るキャッシュ・フローの不足額」は、「債務者によるデフォルトが発生する場合に、金融保証契約の保有者に対する弁済見込額から、保有者、債務者又は他の者から受け取ると見込んでいる金額を控除して算定する」と記されているが、「金融保証契約の保有者に対する弁済見込額」はどのような算出方法を想定しているか。これまで金融商品専門委員会等で議論された算出方法等を結論の背景などに記載いただきたい。また、設例等を設けていただきたい。	「金融保証契約の保有者に対する弁済見込額」は、保証額そのものになる、あるいは自己資本比率算定におけるオフ・バランス取引の「与信相当額」のように「想定元本額に…掛目を乗じて得た額」のような考え方になる、といったことが考え得るが、金融保証契約に係る予想信用損失を算出するうえで、本公開草案の考え方を確認しておきたいため。
26	予想信用損失適用指針案(BC68 項)	クレジットカードや当座貸越枠等のリボルビング信用枠等	予想信用損失適用指針案 BC68 項において、クレジットカードや当座貸越枠等のリボルビング信用枠が、必ず減損の対象に含まれると解される記載があるが、必ずしも減損対象になるわけではないと考えられるので、記載を見直していただきたい。	<p>クレジットカードやカードローン等のコミットメントフリーを徴求していない枠取引は、実残発生により収益機会を得るために、事前に審査に基づく利用機会枠を提供しているという特性がある。与信状況に変化が生じた場合には、速やかに極度枠を減額できる等の条件も設けているものであり、無条件で全額が引き出されるものではない。</p> <p>こうした枠の特性や金融慣行を踏まえた時、一方的に会計上リスク認識を拡大することにより、金融機能の提供を後退させるばかりでなく、過度な信用収縮を生じさせる懸念があり、円滑な金融機能提供の観点からも、金融慣行を考慮したコミットメントの取り扱いをお願いしたい。</p>
27	予想信用損失適用指針案(43 項)	確率による加重計算における複数シナリオの考慮	将来予測に關し、リーマンショックのような大きなクレジットイベントが生じた際の見直し方法について例示したうえで、例示に過ぎず各行の実情に応じた実務を認める旨も記載することを検討いただきたい。	実務上どういった対応が必要か確認したいため。
28	予想信用損失適用指針案(44 項)	確率による加重計算における複	平均信用損失額の算定において、複数のシナリオに基づく平均信用損失額を算出のうえ、確率加重された金額を算定する方法以外にも、シナリオが影響を与える	実務負担に照らし、複数のシナリオに基づく平均信用損失額を算出のうえ、確率加重された金額を算定する事は困難であるため。

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
		数シナリオの考慮	パラメータを確率加重のうえ適用する事により、複数のシナリオを考慮する手法も妥当となるとの理解でよいか。	
29	予想信用損失適用指針案(48 項) 金融商品実務指針案	予想信用損失算定上の割引率規定と実効金利規定との整合性	予想信用損失適用指針案第 48 項の規定に関し、金融商品実務指針案における実効金利規定との整合性を取るため、「債権等の発生の認識時における」「債権等が変動金利である場合には、期末における実効金利を用いる」という文言は削除していただきたい。	<p>予想信用損失適用指針案第 48 項の規定は、IFRS 第 9 号 B5.5.44 の規定を取り入れたものと認識している。一方、当該 IFRS の規定で参照している「変動金利商品の実効金利の取扱い」に関する同 B5.4.5 は本公開草案では取り入れられていない。また、償却原価や実効金利に関する同 B5.4.6「キャッシュ・フロー見積もりの変更の取扱い」や、同 5.4.3「契約上のキャッシュ・フローの条件変更の取扱い」についても、本公開草案では取り入れられていない。これは予想信用損失適用指針案 BC13 項に記載のとおり、IASB において IFRS 第 9 号の要求事項を明確化するためのプロジェクトが予定されていることを一つの理由に、過渡的に明確な定めを取り入れていないものと認識している。</p> <p>ここで、予想信用損失算定の割引率は、利息収益計算の実効金利と整合させることができ本公開草案の原則的考え方であると理解しているが、予想信用損失適用指針案第 48 項の割引率の規定は、「債権等の発生の認識時における」「債権等が変動金利である場合には、期末における実効金利を用いる」等具体的なものであり、利息収益計算における実効金利の在り方も間接的に規定しているものと読むこともでき、実務上混乱をきたすことが想定される。</p> <p>そのため、利息収益計算の規定と同様に、予想信用損失の割引率に関しても具体的な記載を削除し、利息収益と予想信用損失の割引率を整合させるという原則論に基づいて処理する定めとするべきである。</p>
30	金融商品に関する会計基準(27-2 項(3))	「過大なコストや労力を掛けずに」という表現	SICR 判定において、「『過大なコストや労力を掛けずに』利用可能な合理的で裏付け可能な情報」との記載があるが、この「過大なコストや労力を掛けず」という表現について確認したい。「過大なコストや労力」について、金融機関自身としての判断だけではなく投資家が通常期待する水準という観点で対応すべきものと理解しているが、例を補足文書などで示していただきたい。	「投資家が通常期待する水準」の具体的なレベル感のイメージがつきづらく、どのようなものが求められるのか理解できなかったため。
31	予想信用損失適用指針案(BC72 項)	複数シナリオの考慮	複数シナリオの考慮に関し、補足文書において例示したうえで、例示に過ぎず各行の実情に応じた実務を認める旨も記載することを検討いただきたい。	「すべての利用可能な証拠（将来予測的な情報を含む。）によって複数のシナリオを示し、かつ、将来予測的な情報により、デフォルトの発生確率と将来予測的な経済シナリオの非線形的な関係が予想される場合に定量的な確率加重を考慮することは、これまで我が国の実務においては一部実施されていたとしても、必ずしも多くの場合に行われていたとは言えないと考えられる。このため、IFRS 第 9 号の定めをそのまま我が国の会計基準に取り入れる場合には実務に適用する上での困難さが生じることが考えられることから、ガイドラインにより例示することにより実務上の適用を容易にする対応も考えられた。しかしながら、ガイドラインにより例示することによって企業各社の実情に応じた判断を阻害する可能性があること及び国際的な比較可能性の観点から、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることとした。」とされているが、例示しても判断の阻害とはならず、むしろ、全く実務がない状況において企業各社の実情に応じた実務を検討する際の好材料になると考えるため。
32	予想信用損失適用指針案(49 項)	予想信用損失に関する合理的で裏付け可能な情報	予想信用損失適用指針案第 49 項に「過大なコストや労力を掛けずに利用可能で関連するすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮する際、使用する情報として、予想される期限前償還の影響、借手に固有の要因、一般的な経済状況、及び期末における現在の状況と将来の状況の両方が含まれる。」とあるが、使用する情報としては、固定金利特約の貸出を期限前償還する場合や、特約付融資における財務制限条項などのコバナンツ違反によるものなどが含まれるという認識でよいか。	どのような場合が、合理的で裏付け可能な情報であるのか、一部イメージしづらい項目があるため。
33	予想信用損失適用指針案(50 項)	予想信用損失算定に貸倒実績などの過去の情報用いる場合の調整	予想信用損失適用指針案第 50 項では「予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合」の調整として、(1)に「過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測を反映する」とあるが、過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測の例を補足文書等でお示しいただきたい。	過去実績へのようにして現在・将来状況を反映させるべきかについて、例示やモデルケースがないと具体的なイメージを持ちづらく、実務構築に課題が残るため。
34	予想信用損失適用指針案(50 項)	予想信用損失算定に貸倒実績などの過去の情報用いる場合の調整	予想信用損失適用指針案第 50 項では「予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合」の調整として、(2)に「過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響を除去する」とあるが、過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の例を補足文書等で示していただきたい。	具体的に過去のどのような状況が「過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況」に当たるのかについて、例示やモデルケースがないと具体的なイメージを持ちづらく、実務構築に課題が残るため。

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
35	予想信用損失適用指針案(51 項)	予想信用損失に関する観察可能なデータの例として、特定の地域経済環境や事業において影響を及ぼす事象や固有の情報について、参考となる例示や分析などを補足いただきたい。	予想信用損失に関する観察可能なデータの例として、特定の地域経済環境や事業において影響を及ぼす事象や固有の情報について、参考となる例示や分析などを補足いただきたい。	地域金融機関においては、国内総生産や失業率などのマクロ経済指標を用いるだけでは、適切な予想信用損失に結びつかない可能性があるため。
36	予想信用損失適用指針案(51 項)	予想信用損失に関する合理的で裏付け可能な情報	予想信用損失に関する観察可能なデータを用いた計算方法について補足文書への記載をお願いしたい。また予想損失率の算定に用いた方法および仮定について定期的に見直すあるが、信用損失の見積りと実績との間に相関関係が継続しており、重要な環境変化がない場合には、必ずしも予想信用損失の算定に用いる方法及び仮定を見直す必要はないとの理解でよいか。	過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測の反映する計算方法について全体像をつかみきれず、また算定方法についてもより相関関係のある方法に変更し続ける可能性があるため。
37	予想信用損失適用指針案(64 項、BC112 項)	簡素化された予想信用損失の算定方法における将来予測シナリオ	<p>「簡素化された予想信用損失の算定方法」において、予想信用損失適用指針案第 64 項では、「将来予測シナリオ」について「信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる」とされている。</p> <p>一方で、同適用指針案の、BC112 項では、「第 64 項の適用にあたって、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオであることを合理的に説明できれば、複数のシナリオを検討した上で、他のシナリオと厳密に比較することは必ずしも求められないと考えられる」と記されている。</p> <p>これは、第 64 項を適用して「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮する」ためには、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオであることを合理的に説明することで足りるという理解でよいか。</p> <p>また、結論の背景において、将来予測シナリオに「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮する」場合、線形関係のみなしが可能であることを企業側が説明することなく利用が可能であること、結論の背景に記載いただきたい。</p>	記載の趣旨を明確にしたいため。また、第 211 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 29 日開催）での質疑において、ASBJ 事務局より、左記の線形みなしが可能であることの説明が不要である旨の見解が示されているため。
38	予想信用損失適用指針案(63 項)	簡素化された予想信用損失の算定方法における債権等の予想存続期間	<p>平均残存期間の利用については、各行の実務を踏まえた、多様な平均残存期間の算出方法を認めていただきたい。</p> <p>過去の金融商品専門委員会において、平均残存期間に関し、米国における簡便な実務を紹介いただいたが、そのアイデアを補足文書に記載いただきたい。また、その他にも、現行監査法人から認められている実務も踏まえ、以下のような方法也可能とし、その旨も補足文書に記載いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均残存期間算出の基礎となる各債権毎の残存期間に関し、約定弁済型の貸出金に係る残存期間は、現状実務でも認められている「（最終弁済日までの月数 + 1か月） ÷ 2」とする方法や、最終返済日までの月数を残存期間とする方法も可能であること。</li> <li>平均残存期間算出にあたっては、母集団を必ずしも全債権とせず、一部債権で算出する（全債権に対するカバー率を踏まえ、一部の特殊な商品を除く全債権を用いて算出する方法や、代表的な商品に係る債権を用いて算出する）方法も可能であること。</li> </ul>	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。

#### ○ 質問 4（償却原価に係る会計処理に関する質問）関係

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
39	予想信用損失適用指針案(48項) 金融商品実務指針案(57-2項)	連結グループ間取引の数値の単体での使用	グループ間の収益・費用が実効金利法の対象となる場合、連結上の実効金利法・予想信用損失の数値を単体でも使用できる簡便法を設定いただきたい。	住宅ローン等、グループで債権保有と保証会社が別れているビジネスモデルがある（債権保有者は保証料を保証会社に支払い）。実効金利法の適用の中でグループ内の収益・費用が含まれることによって簿価・予想信用損失の連単差が発生する。二重簿価管理は非常に負荷が高いため、国際的整合性を高める必要があるのは連結財務諸表のみの観点であることからも、単体財務諸表での簡素化案を設定すべきである。

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
40	金融商品実務指針案(57-2項)	償却原価法の定義	金利差額調整法においては、金融商品実務指針案第 57-2 項の前文で利息法及び定額法があることが明記されているが、実効金利法においては前文にそうした記載はないなか、(3)で実効金利法における利息法について定められており、唐突感があることから、前文の記載を見直してはどうか。	より適切な記載とするため提案するもの。
41	予想信用損失適用指針案 金融商品実務指針案	金利差額調整法における定額法を適用した場合の予想信用損失算定上の割引率	予想信用損失を算定する範囲に含まれる金融資産（満期保有目的の債券等）に「金利差額調整法における定額法」を適用した場合、実効金利は算定されないことから、予想信用損失算定上の割引率は約定金利になるものと想定されるが、その点について公開草案上は明確にされていないため、会計基準上で明確化いただきたい。	本公開草案においては、満期保有目的の債券、購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものの、並びに購入又は組成した信用減損債権の償却原価法の適用にあたって、「金利差額調整法における定額法」の適用が一部条件付きで認められている。 一方、上記は予想信用損失を算定する範囲に含まれる金融資産であるが、予想信用損失の算定上適用する割引率に関しては本公開草案で明らかではない。この点、「金利差額調整法における定額法」を適用した場合、利息収益認識の観点からは実効金利を算出する局面は生じないため、予想信用損失の算定上適用する割引率に関しては約定金利が想定されるものの、会計実務構築の上で後工程での変更が（システム対応等の面で）制限される可能性もあり、取り扱いを誤らないよう、会計基準においてその点（約定金利を使用する旨）を明確化いただきたいもの。
42	金融商品実務指針案(57-4項、57-7項、57-8項)	実効金利に含める手数料等の範囲	以下の手数料の取り扱いについて、結論の背景や補足文書等で明確化・補足を検討いただきたい。 ①住宅ローンの団信保険料など、個別債権との正確な紐付けが困難な費用は実効金利法の対象とせず、発生時費用処理することができる旨を追記いただきたい。 ②貸付金代替性私募債の発行時手数料や元利金償還時手数料も対象となるか明記いただきたい。 なお、発行時手数料には、証券保管振替機構に支払う新規記録手数料も含まれるが、他者に支払われるべき手数料は控除して算出して良いのか、また控除するための条件（契約書への明記）も補足いただきたい。 ③貸付金代替性私募債の保証料は、一括で徴求しているものであるが、金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料と認識すべきか。 ④金融商品実務指針案 57-8(3)のローン・シンジケーション手数料に、アレンジメントフィーやエージェントフィーは含まれると思われるが、"みなし利息"の対象となりうるコミットメントフィーやファシリティフィーは不可分な手数料となるか、手数料種別ごとの扱いを明記いただきたい。	①団信保険料は、年に 1 回、その時点の住宅ローン残高をベースに計算され、将来保険料が戻ってくる可能性もあり。個別（又はグループ化した）債権への紐づけや将来キャッシュ・フローの見積りが困難なものであり、実務上の適用に懸念がある。 ②貸付金代替性私募債に係る手数料はいくつかの種類に分別しているため、それぞれの取り扱いの考え方を明確にしていただきたい。 ③現状は収益認識して前受補正を行っている。しかし、貸付金代替性私募債に係る他の手数料と異なり、買入消却時には期間按分して返戻しており、ほかの手数料とは少し性質が異なると考える。 ④アレンジメント業務やエージェント業務は貸付とは異なる独立した業務とされているため、不可分な一部でないと考えられる。一方で、貸出金の金額や期間に依存する手数料であるコミットメントフィーやファシリティフィーは不可分とみなすべきか否かを明記いただきたい。
43	金融商品実務指針案(57-7項(1)) 補足文書案	実効金利に含める手数料等の範囲	金融商品実務指針案第 57-7 項(1)に「(1)金融資産の組成又は取得に関して受け取った組成手数料。こうした手数料には、借手の財政状態の評価、保証、担保及び他の保全の取決めの評価と記録、金融商品の条件の交渉、文書の作成と処理、取引の締結などの活動に対する補償が含まれる場合がある。」との記載がある。 結論の背景等で、実効金利に含める手数料、含まれない手数料の判断基準の補強を検討いただきたい。また補足文書で、実効金利に含める手数料、含まれない手数料の考え方のフローチャートや、具体例の整理を盛り込むことを検討いただきたい。	「こうした手数料には、借手の財政状態の評価、保証、担保及び他の保全の取決めの評価と記録、金融商品の条件の交渉、文書の作成と処理、取引の締結などの活動に対する補償が含まれる場合がある。」との記載は例示であるが、それ以外の内容は、実効金利に含める手数料の範囲に含まれるか否かの判断が分かれる可能性がある。 金融機関によって取り扱うサービスが多様化しており、実効金利に含める手数料と含まれない手数料の区分方法について、より実務に資する判断基準や参考資料があると、実務上の会計処理が統一され、財務諸表の比較可能性が高まると考えられる。
44	金融商品実務指針案(57-8項(2))	実効金利に含める手数料等の範囲	金融商品実務指針案第 57-8 項(2)に「貸出コミットメント等について貸付を行わない可能性が行う可能性よりも高い場合に、貸手が貸付金を組成するために受け取った手数料」との記載がある。 結論の背景等で、「与信枠を設定するために受け取った手数料」という説明の追加を検討いただきたい。	金融商品実務指針案第 57-8 項において、金融商品の実効金利の不可分な一部ではなく、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」に準じて会計処理する手数料の例が示されている。 うち(2)では、「貸出コミットメント等について貸付を行わない可能性が行う可能性よりも高い場合に、貸手が貸付金を組成するために受け取った手数料」とある。ここで、本邦金融機関において、貸出コミットメント等の与信枠の設定の対価として受け取る手数料も一般的に存在することから、当該手数料の会計上の取り扱いを明示することで、実務上の会計処理が統一され、財務諸表の比較可能性が高まると考えられる。

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
45	金融商品実務指針案(57-7項(2)、57-8項(2))	実効金利に含める手数料等の範囲	金融商品実務指針案第 57-7 項および第 57-8 項では、実効金利の算定に関わる貸出コミットメントの手数料について、貸付を行う場合と行わない場合の可能性を比較して、実行金利の算定に含めるかどうか判断するように定められているが、この貸付行うかどうかの判断はどのように行うのか事例として示していただきたい。	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。
46	金融商品実務指針案(57-7項(2))	貸付を行う可能性の方が行わない可能性よりも高い場合の貸出コミットメント等の手数料の会計処理	金融商品実務指針案 57-7 項(2)の具体的な会計処理が分からぬため、より詳細に記載いただきたい。	事後的に貸付けが行われないまま期限満了となった場合の手数料の会計処理については、前受手数料を受取時に収益認識会計基準の契約負債のように負債計上し、契約期間満了時に一括で負債を取り崩し全額を収益認識するという考え方もあると思うが、ご見解をお聞きしたい。
47	金融商品実務指針案(105-2項)	約定金利の利用	実務負荷軽減の観点から、金融商品実務指針案第 105-2 項の組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものにおける償却原価の算定において、実効金利に代わり約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることが可能な提案に賛同する。ただし、約定金利（又は約定金利相当の率）を用いた場合、貸付金に関する手数料については、一律収益認識会計基準に準じて収益認識するのではなく、原則どおり実効金利計算を行った結果として認識されるべき手数料の償却額を、手数料収益として認識することも許容いただきたい。	実効金利を用いて、貸借対照表価額を償却原価とする負荷（懸念）は大きい※。この負荷（懸念）を回避しつつ可能な限り「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」を適用出来る選択肢として、貸付金に関する手数料については、実効金利計算を行った結果として認識されるべき手数料の償却額を金融商品の契約期間等にわたって収益認識する方法を許容することを検討いただきたい。 ※貸出金の貸借対照表価額を償却原価とした場合、自己資本比率規制に係る RWA 計算や当局報告を含む複数領域に影響が広がり、結果としてシステム対応範囲等が拡大することが懸念される。
48	金融商品実務指針案(57-10項)	手数料を実効金利の計算に含めない場合の考え方	収益認識会計基準に準じた会計処理に関して、以下 2 点を例示していただきたい。 ・特定の役務に対応する手数料であることが明確である、「明確」の程度が分かるケース ・役務との関係を合理的と判断できるケース	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。

## ○ 質問 5（開示に関する質問）関係

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
49	予想信用損失適用指針案(75 項)	予想信用損失の分解情報	「予想信用損失引当金」と「一般貸倒引当金」、「個別貸倒引当金」の取扱いとの違いや留意すべき点をまとめていただきたい。	各金融機関が、予想信用損失引当金への移行を検討するにあたり、これまでの一般貸倒引当金、個別貸倒引当金との取扱いの違いなどを確認するために、左記のような取りまとめ文書があることは非常に有用であると考えられるため。
50	予想信用損失適用指針案(90 項)	最大エクスポージャーを最もよく表す金額	予想信用損失適用指針案第 90 項において、「最大エクスポージャーを最もよく表す金額」として、「金融保証契約」や「貸出コミットメント等」からも予想信用損失引当金を控除するものとされているが、IFRS 第 7 号の規定では引当金を控除しないものと認識しており、IFRS と整合した要求事項としていただきたい。	予想信用損失適用指針案第 90 項では、「最大エクspoージヤー」について以下のとおり規定している。 90. 信用リスクに対する最大エクspoージヤーを最もよく表す金額は、一般的に、次の金額から金融商品実務指針第 140 項に従って相殺した金額及び予想信用損失引当金を控除した後の額となる。 (1) 債権の償却原価 (2) 金融保証契約については保証が請求された場合に企業が支払わなければならない最大金額 (3) 貸出コミットメント等についてはコミットメント全額  一方で、IFRS 第 7 号 B9 項では以下のとおり規定している。 B9 第 35K 項(a)及び第 36 項(a)は、信用リスクに対する企業の最大エクspoージヤーを最もよく表す金額の開示を求めている。金融資産については、この金額は一般的には次の金額を控除した後の帳簿価額の総額となる。 (a) IAS 第 32 号に従って相殺した金額 (b) IFRS 第 9 号に従って認識した損失評価引当金  予想信用損失適用指針案においては金融保証契約や貸出コミットメント等についても予想信用損失引当金を控除するものとされているが、IFRS 第 9 号では「金融資産」について引当金を控除するものとされており、金融保証契約やローン・コミットメントは控除対象外であると認識している。

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
				上記の点、基準間差異を設けることを意図した審議は行われなかつたと認識しており、意図しない基準間差異とならないように、IFRS 第 7 号の規定と整合するよう修正いただきたい。
51	予想信用損失適用指針案(BC14 1 項)	適用開始に関する開示	予想信用損失適用指針案 BC141 では、「本適用指針の適用初年度においては、企業会計基準第 24 号第 10 項(5)の注記に代えて～開示することとしている。」とあるが、従来通りの（貸倒引当金の計上方法の変更）で開示する認識でよいか教えていただきたい。	「代えて」との表現が、従来通りの（貸倒引当金の計上方法の変更）ではなく適用初年度は新しい項目を作成するべきか把握できなかつたため。

○ 質問 6-1（適用時期に関する質問）関係

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
52	本公開草案全体	適用時期	原則的な適用時期までの期間を、会計基準の公表から少なくとも 3 年以上、金融機関の準備負荷を鑑みれば 4 年程度としていただきたい。また、日本公認会計士協会の実務指針や、業法の改正動向も考慮していただきたい。	<p>本公開草案における会計基準は、債権単位・相対的アプローチに基づいた信用リスク管理を基礎とする予想信用損失モデルへの変更を行うものであり、これまでの債務者単位・絶対的アプローチ、及び過去貸倒実績を基礎とした金融機関の信用リスク管理を根底から変更するものである。また、金利収益の認識についても、関連する手数料・費用を含めた実効金利法への変更を行うものであり、現行の約定期利をベースとした金利収益の認識を大きく変更するものである。</p> <p>本基準への対応として、金融機関では会計処理に加え、関連業務など様々な見直しが必要となる。まず、本基準を実務に適用するにあたっては、当初認識時からの信用リスクの増大を追跡できるように債権単位でのデータ管理が必要となるほか、実効金利法の適用のため、多種多様な手数料・費用と金融資産との紐づけが必要となり、根幹となるシステムや業務フローに大幅な変更を加える必要がある。また、そうして算定される貸倒引当金や金利収益に関し、その正確性を担保できるよう、堅固な内部統制を構築する必要がある。さらに、予想信用損失モデルは将来予測情報を引当に反映させるものであり、恣意的な算定とならないように、経営陣含めた堅固なガバナンス体制を構築することが求められる。</p> <p>また、本基準は金融機関の関連業務にも大きく影響する。本基準の 3 つのステージに基づく相対的アプローチの導入は、現行の旧金融検査マニュアルの債務者区分をベースとした自己査定の在り方に大きな見直しを迫るものであり、枠組みの変更のみならず、融資の査定現場においてその理解を浸透させる必要があることを踏まえると、相応な準備期間が必要となる。また、債権単位での管理や、実効金利法の導入は、債権等のプライシングを含めた管理会計の在り方にも見直しが必要となり、これらも融資現場における理解の浸透が必須となる。加えて、当局の法令等との関係では、銀行法施行規則に基づく「リスク管理債権」の報告内容も今後の制度に合わせて ASBJ 基準への対応と同時並行にて進めていく必要がある。</p> <p>最終基準の公表から強制適用までの期間が長い場合、その間、国際的会計基準と整合しない状態が続くことになる点は理解しているが、必要な準備期間が設けられなかった場合、金融機関の体制構築が不十分なままに適用日を迎える懸念がある。その場合、財務諸表の正確性に懸念が生じるのみならず、新しい自己査定実務や管理会計、信用リスク管理全般が不安定なまま適用時期を迎えることとなり、我が国の金融システムの安定性にも大きな懸念を生じさせかねないものと考えている。</p>

○ 質問 6-2（経過措置に関する質問）関係

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
53	予想信用損失適用指針案	経過措置	簡素化された判定方法における正常先下位（要判定格付）の反証可能な要件の 1 つである「前期末において要判定格付であり、すでに反証済みの場合」は、適用初年度においてどのような取り扱いになるかをお示しいただきたい。 また、前期末で反証済みとされるものは存在しないが前期末以前に中間格付から要判定格付にランクダウンした先については、適用初年度に限り反証することができるのかもお示しいただきたい。	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。

○ 質問 7（設例及び開示例に関する質問）関係

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
54	予想信用損失適用指針案	償却原価計算・貨幣の時間価値に係る設例の追加	現状案の設例では実効金利計算や、貨幣の時間価値を考慮した割引計算を割愛しているが、一般的な計算例を設例等で設けてはいかがか。	予想信用損失適用指針案 BC81 項の記載の通り、IFRS 第 9 号との比較可能性の観点から重要な論点の 1 つである理解。償却原価計算における実効金利の算出と予想信用損失の割引計算の平仄は重要な点と理解しており、一連の計算の設例を設置してはいかがか。
55	予想信用損失適用指針案(15 項)	デフォルト発生リスクの見積期間に係る設例の追加	予想信用損失適用指針案第 15 項の除外要件(2)(3)に規定する「信用リスクに関連するマクロ経済又はその他の要因の変化」「12か月よりも先の期間だけの信用リスクに影響を与える又はより明確な影響がある、信用に関連した要因の変動」の事例を追加いただきたい。	本項の適用を検討する企業は、前項に定める「全期間のデフォルト発生リスクの変動」の計測自体、保有情報の制約により困難であると推測されるため。
56	金融商品実務指針案	実効金利法による貸出金の償却原価算定に係る設例の追加	手数料を含む実効金利法による貸出金の償却原価算定の設例を追加いただきたい	満期保有目的債券の実効金利法による会計処理については、設例 4 が記載されているが、実効金利法による貸出金の償却原価の算定も、本件改正により、新たに導入された会計処理であり、実務上のインパクトが大きいため、設例のニーズは高いと考えられる。
57	予想信用損失適用指針案	中小地域金融機関の実務の参考となる設例の追加	予想信用損失適用指針案の設例 1～11 は、全般的に、日本の中小地域金融機関の実務における一般的なケースではないものが多く、中小地域金融機関にとっては、参考になりづらいと思われる。（例えば、【設例 2】1(3)では「予想存続期間にわたる信用リスクを反映した内部信用格付」とあるが、国内の金融機関は内部信用格付は 1 年 PD を参照して付与しており、「『予想存続期間にわたる』信用リスクを反映した内部信用格付」を採用している銀行は本邦では存在しないのではないか） 中小地域金融機関の立場からは、日本の実務に馴染む設例としていただくことが望ましいが、設例 1～11 の内容の変更が不可ならば、補足文書に一般的な設例を盛り込んでいただきたい。	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。
58	予想信用損失適用指針案(開示例)	予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合の注記例の追加	予想信用損失適用指針案の【開示例 1】において、債権の償却原価の著しい変動に関する情報（予想信用損失適用指針案第 78 項）に加え、予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合の説明（予想信用損失適用指針案第 76 項）の具体例も記載いただきたい。	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。

○ 質問 8（その他）関係

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
59	金融商品実務指針案(71 項)	債券の売却原価の算定	利息法（含む実効金利法）で償却原価計算する場合、債券の売却原価の算定にあたっては移動平均法も認めていただきたい。	IFRS 第 9 号には、実効金利法（EIR）が適用される金融商品の売却原価算定に関する定めはない。また IFRS 第 9 号導入済の欧州銀行においては、同売却原価の算定において移動平均法を採用している実務も存在している。会計基準によって投資管理手法の実務に影響・制限が出ることを懸念するため、利息法（含む実効金利法）を採用する場合、先入先出法のみしか認めない基準を修正いただきたい。本件は、その他保有目的の債券に将来実効金利法が導入された際に先入先出法のみしか認められない可能性も危惧した意見である。
60	予想信用損失適用指針案(BC13 項)	条件変更及び将来キャッシュ・フローの見積りが変更された場合の会計処理	条件変更（実効金利再計算および所謂償却原価のキャッチアップ調整何れも含む）及び将来キャッシュ・フローの見積りが変更された場合の会計処理については、当面の措置として IFRS 第 9 号と同様の会計処理を、企業が選択適用できることを認めるべきである。	日本基準上不明確な部分について、国際的整合性を鑑みて実務方針を決定できることで、グローバル企業との比較可能性を確保可能であり、同様の環境でビジネスが可能となる。また「分類と測定」の検討の結果、IFRS 同様の処理となった場合に、システムの追加開発を避けることが可能。
61	金融商品実務指針案	債権等の売却損	現行の金融商品実務指針 302 項における債権売却処分した場合の売却損を目的使用の対象とする旨の記載が、移行後の適用指針案において反映されてない理由は何か。現行の実務と同様に、売却損を目的使用の対象とする取扱い	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
			を認めていただきたい。	
62	予想信用損失適用指針案(BC74項)	マネジメント・オーバーレイ	予想信用損失適用指針案 BC74 項に記載のとおり、「マネジメント・オーバーレイ」は特殊なものではなく、これによって、将来予測モデルの限界を補完し、より現実に即したリスク評価を行い、企業や銀行の実態に即した適切な引当金計上が行えるようになる。したがって、頑健性の高いモデルを目指す一方で、基準を適切に運用する観点から、オーバーレイの実務を否定しないよう配慮いただきたい。	予想信用損失の算定にあたり、将来予測モデル（回帰モデル）を用いる場合、過去の実績データとマクロ経済指標との関係に基づき将来のリスクを評価することになるが、この手法は一定の限界がある。特に経済環境の変化（金融政策の変更・市場の急変動など）が発生した場合には、リスクを正確に反映できない。また、将来予測モデルでは、企業毎の業況や業界固有のリスクが適切に反映されない。これまで、銀行実務において予想損失率に基づく見積もりに必要な修正が行われてきたが、引き続き将来予測モデルが捉えきれない経済環境や業界、企業特有のリスクを適切に反映するため将来予測モデルに基づく結果に対して必要な調整を行うことはあり得る。これを否定されれば（基準運用にあたり、この前提に一貫性が確保されなければ）、銀行経営における信頼性の高いリスク評価が行えないためコメントするもの。
63	-	今後の検討における関係先とのコミュニケーション	本会計基準の改正に伴う影響は大きいものと認識しており、公開草案後の検討においては、多様なステークホルダーともコミュニケーションを取りつつ、議論を行っていただきたい。  例えば、償却原価計算の導入は、銀行業において損益への影響にとどまらず、実務負荷の増大が見込まれる。その結果、決算の迅速性や情報開示の適時性、さらに IR 対応や当局宛の報告など、幅広い業務への影響が懸念される。したがって、関連する団体と連携して、ガイドラインの整備をお願いしたい。また、信用リスクに関する計測範囲については貸出コミットメント等の空枠部分が自己資本比率規制上の取り扱いと同じであるか等不明確であり実務負荷が想定され、範囲の統一の議論をお願いしたい。	以下の観点で留意が必要と考えている。公開草案の目的は国際整合性を確保しつつ、実務上の実現可能性を担保することにあるため、これらの論点を踏まえた柔軟な設計が必要である。  ①税務上の取り扱い 債却原価法による金融商品の帳簿価額の変動（例：実効金利法による利息認識や融資手数料の貸出金簿価への反映）が、税効果会計における一時差異としてどのように認識・処理されるかは重要な論点である。したがって、税務上の動向を注視しつつ、会計基準との整合性を踏まえた対応方針を早期に検討する必要がある。なお、業務負担の観点からは、財務と税務の不一致が生じないことが望ましい。 ②決算公表資料への影響 決算短信やハイライトで開示している貸出金利回りの算定方法（貸出金平残の算出方法）をどのように扱うかなど、IR 上の理解可能性を確保する対応が必要。加えて、当該算定方法の変更や取扱いは、当局宛の報告内容にも影響を及ぼすため、報告基準との整合性を確保することが不可欠となる。 なお、債却原価計算に対する上記の変更は、システム要件定義にも直結するため、早急に対応方針を検討し、実装計画を策定する必要がある。 ③自己資本比率規制においては「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」の除外要件がある ※以下ア～オ要件の全てを満たす取引 ア.取引の相手方が法人等であること。ただし、事業者たる個人が取引の相手方である場合には、当該取引が事業性のものであるときに限る イ.取引の契約の締結及び維持に当たって、手数料その他これらに類する経費を受領していないこと ウ.取引の相手方が信用供与枠の引出しをするときは、その都度、当該相手方からの申請が行われること エ.取引の相手方による信用供与枠の引出しに係る全ての権限を標準的手法採用行が有していること オ.取引の相手方による信用供与枠の引出しの承認に当たっては、③に規定する申請の都度、当該相手方の信用力の評価を行っていること

#### ○ 質問9（補足文書（案）に関する質問）関係

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
64	補足文書案	DCF 法による ECL 算定実務 ガイダンスの追加	日本公認会計士協会が公表する「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF 法）が採用されている場合の監査上の留意事項」に記載されている実務的な取り扱いを、補足文書に引き継いでいただきたい。	現在の邦銀の実務では、DCF 法による見積りは、日本公認会計士協会の「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF 法）が採用されている場合の監査上の留意事項」に基づいて行われている。  同監査上の留意事項では、(1)複数シナリオごとの発生確率をそれぞれ見積もる計算例と、(2)基礎となるシナリオを設定してそこからのデフォルトを想定した場合の計算例が提示されている。 (1)複数シナリオごとの発生確率をそれぞれ見積もる計算例は、金融商品会計基準案の 95-2(1)項の「確率による加重計算」に準拠した方法と考えられる。 また(2)基礎となるシナリオを設定してそこからのデフォルトを想定した場合の計算例についても、予想信用損失適用指針案 43 項では、「すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する。」と記載されており、「新適用指針（案）」の趣旨に沿った方法と考えられる。

No.	対象文書	項目・論点	意見等	理由等
				そのため、現行基準と同程度の実務水準を維持し、金融機関毎の実務のばらつきを抑えることを目的として、「実務に資するための情報を提供することを目的」とした補足文書に、当該文書の内容を必要な修正を実施の上で引き継ぐべきと考える。
65	補足文書案(38項)	簡素化された予想信用損失の算定において「シミュレーション計算」により正常先を区分する方法	補足文書案第38項の「正常先における内部信用格付ごとにPDをシミュレーション計算し、本文書第33項の適用イメージと同様に正常先を区分する」方法についての設例を追加いただきたい。	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。
66	補足文書案(54項)	満期保有目的債券のうち、信用力が非常に高い発行体の債券	「信用力が非常に高い発行体の債券」として、「特定のソブリン債」が例示されているが、対象範囲をもう一段階明確にしていただきたい。（米国債、日本国债等） また、一般の優良事業会社の発行社債についても、「信用力が非常に高い発行体」に含まれるものがある、という認識でよいか。	補足文書案第54項では、「信用力が『非常に』高い発行体」及び「『特定の』ソブリン債」とされており、対象範囲をかなり絞り込んでいるように見受けられる。そのため、補足文書において想定されている債券と解釈に齟齬が生じないよう、対象範囲をもう一段階明確にする必要があると考えられる。 なお、旧金融検査マニュアルでは「国、地方公共団体…に対する債権については、回収の危険性または価値の毀損の危険性がないものとして、貸倒引当金の対象とはしない」とされており、現状、金融機関は貸出金の引当を積んでいない。この取り扱いは、政策的な観点も踏まえて政府が定めたものと思われることから、結論の背景等において、この点を考慮した記載を検討する必要があるのではないか。
67	補足文書案(54項)	満期保有目的債券のうち、信用力が非常に高い発行体の債券に関する規定への記載の追加	補足文書案第54項において、「なお、信用力が非常に高い発行体の債券（例：特定のソブリン債）を保有する場合、複数のシナリオを考慮したとしても、予想信用損失の算定に用いる12か月のPDをゼロ%と決定し、結果として予想信用損失が計上されない場合があり得ると考えられる。」と記載いただいたことは、実務に資する有用な内容と考えるために、同内容を貸付金等の債権の予想信用損失についても追加することを検討いただきたい。	旧金融検査マニュアルでは、「国・地方公共団体等向け債権は回収危険性等がないものとして貸倒引当金の対象としない」旨の記載があり、この考えに則り運営する実務も一定あるものと思料。今回満期保有目的の債券が貸付金と同等の性格という趣旨で予想信用損失の対象とされた点を踏まえると、同様に実務に資する有用な内容となることが考えられるため、貸付金等の債権についても平仄を合わせて類似する内容の追記を検討いただきたい。
68	補足文書案(60項、61項)	貸出コミットメント等における当局規制数値の活用	貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定に関して、当局規制数値の活用可能期間については「合理的な期間」と記載されている（補足文書案第61項）が、この期間の定義は「統計上有意なデータ整備のために必要な期間」と理解してよいか。 上述の理解が定義に含まれていない場合、以下の内容について、今後補足文書に追加することを検討いただきたい。 ・20XX年改正の金融商品に関する会計基準適用後、合理的な期間が経過した後も、貸出コミットメント等に関する統計上有用なデータが不足することが明らかであると認められる場合は、引き続き当局規制上の数値を使用できるものとする。	従来の法人向けローン・コミットメントは、信用力が高い企業との契約が主であり、基本的にはコバナンツ条項を設定しているため、デフォルトが発生しづらい商品設計となっている。 そのため、商品制度が変わらない限り、基準適用後、合理的な期間が経過した後も、統計上、データ整備に必要な有用データは引き続き集まらないと考えられる。
69	補足文書案	ステージ3の債権等の貸倒引当金の算定方法に係る設例の追加	購入又は組成した信用減損金融資産以外の信用減損金融資産（ステージ3の金融資産）について、具体的な貸倒引当金の算定方法が不明であるため、適用指針や補足文書に例示いただきたい。	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。
70	補足文書案	金融保証契約における具体的なSICR判定の方法、引当の算出方法について、補足文書等に設例を盛り込んでいただきたい。		実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。

以上